# 計画期間の検討の視点

# 過去・他市等の事例

## (1)過去の基本構想の計画期間

#### 「基本構想10年」「基本計画5年」

- ・第一期から第四期まで、すべて同じ
- ・昭和44年の自治省通知「基本構想の策定要領について」にて示された期間
- ・自治省通知「経営の目標となる将来図を将来のどの時点に焦点を置いて画〈ことが適当であるかを判断して定めるべきであるが、一般的にはおおむね10年程度の展望は持つことが適当である」

# (2)第四期基本構想での課題

- ・10年という基本構想期間の弊害として、実際の行政運営 にあたる市長任期との齟齬が指摘されてきた
- ・第四期基本構想第2次基本計画にて、計画の始期とほぼ時を同じくして首長が交代し、そのことも一因となって計画が機能しにくかったという課題があった

(3)他市事例		
市	期間	市長任期との調整
武蔵野市	10年	市長選挙の2年後に、5年間の調 整計画を策定予定
三鷹市	12年	市長選挙のある4年ごとに見直しを 実施することを規定
調布市	10年	前期6年、後期4年で計画。市長任 期との連動を考慮し、平成26年度に 必要な見直しを行う
狛江市	10年	H24に就任した新市長のマニフェスト をベースに重点プロジェクトを整理した 基本計画を策定
多摩市	20年	市長の任期に合わせて4年ごとに改 定

## 検討事項·視点

#### 計画期間

# 「基本構想12年」「基本計画8年(4年ごとに見直し)」

検討委員会の提案 計画期間を4の倍数とする 市長選挙から約1年で次の基本構想・基本計画の策定するサイクル 構想の長期性と見通しの可否、基本計画の実用性を考慮

従来の計画期間である10年を変更することの是非 適切な構想期間

